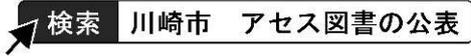


# 環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年6月24日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき、(仮称)小杉町一丁目計画に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写し(以下、「条例準備書」という。)の縦覧を次のとおり行います。  
※「条例準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	三井不動産レジデンシャル株式会社 執行役員 横浜支店長 岡本 達哉
	名称	(仮称)小杉町一丁目計画
	種類	高層建築物の新設(第1種行為) 住宅団地の新設(第3種行為) 大規模建築物の新設(第2種行為)
	実施区域	川崎市中原区小杉町一丁目403-53 外
	目的	都市型住宅の新設及び都市基盤施設・商業等施設・広場の整備
	内容	計画地面積 約 5,290 m <sup>2</sup> 建物高さ: 約 155m (塔屋等を含む最高高さ 約 165m ) 延べ面積 約 53,000 m <sup>2</sup> (うち、住宅約 47,100 m <sup>2</sup> )
	施行期間	令和7年6月～令和11年10月
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年6月24日(月)から令和6年8月7日(水)まで
	縦覧場所及び時間	川崎市: 中原区役所(5階)、環境局環境評価課(市役所本庁舎20階) 午前8時30分～午後5時(環境局環境評価課は午後5時15分まで) 横浜市: 港北区役所、みどり環境局環境影響評価課 午前8時45分～午後5時(環境影響評価課は午後5時15分まで) 大田区: 環境計画課(大田区役所本庁舎8階22番)、田園調布特別出張所 午前8時30分～午後5時 世田谷区: 環境・エネルギー施策推進課(世田谷区役所二子玉川分庁舎3階(B35)) 午前9時～午後5時 ※すべての縦覧場所で、開始日(6月24日)は午前10時から行います。
	意見書の提出	縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例第21条第1項の規定に基づき、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページを御覧ください。
	ホームページ	ホームページから条例準備書の閲覧、意見書の提出ができます。   <a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</a>
意見書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課(市役所本庁舎20階) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話: 044-200-2156 ファクス: 044-200-3921 電子メール: 30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、ファクス、メールでは受け付けていませんので御注意ください。	